

青森県後期高齢者医療広域連合財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年四月一日

青森県後期高齢者医療広域連合長

西
秀
記

青森県後期高齢者医療広域連合規則第十一号

青森県後期高齢者医療広域連合財務規則の一部を改正する規則

青森県後期高齢者医療広域連合財務規則（平成二十年青森県後期高齢者医療広域連合規則第四号）の一部を次のように改正する。

第八十条第一号中「百三十万円」を「二百万円」に改め、同条第二号中「八十万円」を「百五十万円」に改め、同条第三号中「四十万円」を「八十万円」に改め、同条第四号中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第六号中「五十万円」を「百万円」に改める。

附 則

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。